氏 名 西森 亮太

学 位 の 種 類 博士(会計学)

報 告 番 号 甲第614号

学位授与年月日 2023年9月19日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)

第4条第1項該当

学 位 論 文 題 目 株式会社会計制度の変遷と再生-現代資本主義における株式会社のゆ

くえー

審 査 委 員 (主査) 内野 一樹

關 智一

小栗 崇資 (駒澤大学名誉教授)

I. 論文の内容の要旨

(1) 論文の構成

- 序章 会社法会計とは何か一日本における会計制度の歴史と構造一
 - 第 I 部 株式会社会計とトライアングル体制の変容
- 第1章 グローバリゼーションと株式会社会計の変容―ジンマーマン=ヴェルナーの議論を手がかりとして―
 - 1会計制度をめぐる3つの論点とグローバリゼーション
 - 2 ジンマーマン=ヴェルナーの議論について
 - 3 グローバリゼーションの中での会計制度の変容
 - 4 会社法、証券法、税法における会計制度
 - 5 国家と会計制度の関係
 - 6 小結
- 第2章 トライアングル体制の形成と変容-商法・会社法会計と証券取引法会計-
 - 1 商法・会社法会計と証券取引法会計
 - 2 商法改正と株式会社会計
 - 3 トライアングル体制について
 - 4 会計制度の現状
 - 5 トライアングル体制の変容
 - 6 小結
- 第3章 商法・会社法会計と法人税法会計一確定決算基準をめぐって一
 - 1 法人税法会計をめぐって
 - 2 確定決算基準とはなにか
 - 3 確定決算基準に関する先行研究
 - 4 確定決算基準の再構築についての考察
 - 5 小結
 - 第Ⅱ部 会社法会計の再構築
- 第4章 会社法改革案についての考察-公開会社法と会計についての批判的検討-
 - 1 公開会社法の提起
 - 2 公開会社法とは何か-上村学説の検討
 - 3 公開会社法要綱案第11案について
 - 4 公開会社法会計とトライアングル体制
 - 5 「公開」について考える一会計ディスクロージャーのあり方一
 - 6 公開会社法会計とステークホルダー論
 - 7 会社法会計の今日的意義
 - 8 小結
- 第5章 株式会社と分配的正義-会計についての原理的考察-
 - 1 会計における正義
 - 2 フラワーの議論について

- 3 分配的正義と会計
- 4 マルチステークホルダー・アプローチ型株式会社会計の可能性
- 5 小結
- 第6章 ステークホルダー資本主義と株式会社会計
 - 1 はじめに
 - 2 戦後日本における株式会社会計の変遷
 - 3 イギリスにおけるステークホルダー型資本主義と株式会社会計制度の動向
 - 4 企業の社会的責任と株式会社会計-日本における議論-
 - 5 株式会社会計の改革試論
 - 6 小結
- 第7章 株式会社会計の再構築と中小企業会計
 - 1 中小企業会計の歴史
 - 2 日本経済における中小企業の重要性
 - 3 「中小企業の会計に関する指針」について
 - 4 「中小企業の会計に関する基本要領」について
 - 5 「中小企業の会計に関する指針」と「中小企業の会計に関する基本要領」との違い
 - 6 会計制度論から考える中小企業会計のあり方
 - 7 小結
- 終章 各章の要点と本研究のまとめ
 - 1 各章の要点
 - 2 本研究のまとめ
- 引用・参考文献

(2)論文の内容要旨

筆者によれば、近代から現代にかけて、日本の会計制度と会計理論には大きな転機が3つあったという。第1の転機では、1873 (明治6)年の福沢諭吉訳『帳合之法』とシャンド (A.Allan Shand)著『銀行簿記精法』の刊行によって英米系の複式簿記が導入され、また1890 (明治23)年の商業帳簿規定 (会計規定)を定めたドイツ系の商法の公布によって、債権者と株主の間の利害調整を目的とした分配会計が形成された。第2の転機では、第二次世界大戦後の1948年に証券取引法が制定され、アメリカ型の証券取引法会計が成立した。第3の転機では、1990年代末から会計グローバリズムが拡大し、特に2001年以降、会計基準の国際化が各国の基準設定主体から成る国際的な組織によって担われるようになり、その影響の下に日本の会計基準の設定の枠組みも大きく転換したのである。

以上の3つの転機を経て、株主偏重の株主資本主義が生み出した格差と貧困が問題となり、様々な利害関係者(Stakeholder)に配慮するステークホルダー資本主義への転換が求められている現在を第4の転機と捉えたうえで、会社法会計の再生を2部7章構成にて論じたものが本論文である。

序章では、会計制度は株式会社と一体の関係にあり、資本主義を維持・発展させる手段となっていることから、資本主義の変貌と結びつけて会計を捉える筆者の視角と研究対象である会社法会計の成立史が素描され、会社法会計をいかに再生するべきかという研究目的が述べられている。

第 I 部 (第 1~3 章) では、日本の会計制度の特徴を表しているトライアングル体制が、グローバリゼーションの影響を受けていかに変容し、トライアングル体制を構成する会計制度間のパワーバランスがどのように移り変わったかが論じられている。

第1章では、グローバリゼーションの中での会計制度の変容について、ドイツの会計学者である ジンマーマン(Jochen Zimmermann)とヴェルナー(Jorg R.Werner)の議論(Regulating Capitalism? The Evolution of Transnational Accounting Governance)が取り上げられて、海外の、とりわけ日本の商法の範となったドイツにおける会計研究が、いかなる議論を展開しているのかについて、3つの論点に分けて丁寧に考察されている。

まず第 1 に、グローバリゼーションによる会計制度の国際的統合化が進む中で、国際会計基準 (International Financial Reporting Standards; IFRS) の導入の動きに対して、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、日本はいかに対応し、各国内においていかなる影響が生じているのか、という問題が検討されている。とりわけ IFRS に対する国内会計制度に関して、「連単分離」という連結会計(関連会社や子会社を含む企業グループに関する財務諸表の作成)には IFRS を適用するが、個別(単体)会計(関連会社や子会社を含まない単体会社の財務諸表の作成)には IFRS を適用することを認めないドイツ、フランスの対応は、会計規制のハイブリッド構造として注目に値する事例としている。

第2に、会社法会計と証券取引法会計との関係について検討されている。そして、会社法会計と 証券取引法会計のそれぞれの特徴が次のように整理されている。

●会社法会計:大陸法型ー分配指向(利害調整機能)ー債権者・株主等の会社の利害関係者保護ー個別会計(単体会計)ー取得原価評価(歴史的価値評価)

●証券取引法会計:英米法型一情報指向(情報開示機能)一投資家保護一連結会計一公正価値評価第3に、会計制度と国家にどのような関連があり、特に現代の国家体制である福祉国家における会計制度はどのような役割を果たしているか、という問題が検討されている。そこでは、会計制度の背後にある国家について、残余的福祉国家(Residual welfare state)と制度的福祉国家(Institutional welfare state)の2つに分類されている。残余的福祉国家とは、市場を重視し、国家の介入は最小限で、福祉政策は最低限の福祉サービスに止める最小福祉国家をいい、アメリカ、イギリスが当てはまることから英米法型の会計制度が対応する。それに対して、制度的福祉国家とは、国家の役割を重視し、「平等」達成のために国家による富の分配機能が大きく、福祉政策として包括的な、手厚い福祉サービスを提供する福祉国家をいい、フランス、ドイツ、日本が当てはまることから大陸法型の会計制度が対応する。さらに、会計制度の変容の契機となる外的要因としての同型性によって、会計制度のコンバージェンスはある程度は進展するが、他方で各国特有の会計制度の枠組みはそのまま残り、会計制度のハイブリッド状態が続くという結論が導かれている。

第2章では、日本における商法・会社法会計と証券取引法会計(金融商品取引法会計)との関係について、商法・会社法会計の展開を中心に、商法改正およびトライアングル体制の変容を踏まえながら批判的に論じている。トライアングル体制とは、商法・会社法、証券取引法(金融商品取引法)および税法(正確には法人税法)という3つの法令によって構成される会計規制の体系をいい、日本の会計制度の特徴の一つであるが、グローバリゼーションの進展に伴って大きく変化している。本章では、まず第二次大戦後の商法、証券取引法および企業会計原則等の会計関連規範の制定や改正が整理され、とりわけ商法改正、会社法制定を取り上げて、商法・会社法会計から証券取引法会計(金融商品取引法会計)に重点がシフトする過程が跡づけられている。

まず1950年商法改正では、株主保護を徹底し、株式会社制度の大衆化、民主化が図られた。この改正により株式会社における資本集中が容易になった。また第三者割当増資の導入により企業集団の中での株式持ち合いを可能となり、株式相互持合いを形成し、法人資本主義を創出した。

1962年商法改正では、近代会計思考である損益計算中心主義の導入が図られた。これにより、財産法的思考から損益法的思考へと大幅な転換がなされることとなった。

1974年商法改正では、企業会計原則、証券取引法に対して、商法優位の会計が確立した。

2001 年商法改正では、新たに規制緩和、市場原理を核とした新自由主義的なアメリカ型経済思想が広まるようになり、グローバリズムの影響を受けて、商法会計の目的である利害調整機能や債権者保護よりも、投資家の意思決定有用性に資する情報提供機能に重きを置こうとする徴候が見受けられるようになった。こうした中で株式相互持合い、法人資本主義が瓦解していった。

2002 年商法改正では、前年の商法改正に引き続き、より一層アメリカ的法制度に接近していく。 2005 年商法改正では、会社法が成立した。この会社法成立により、商法上規定されていた財産評価と分配規制の一部が、会社法施行規則や会社計算規則等に省令委任されることとなった。省令委任の規定により、会社の財務内容の開示に関する規定である開示規制において、証券取引法優位の会計に近づいたといえる。そして、会社法第431条において、会社法は、株式会社に対して証券取引法を引き継いだ金融商品取引法の会計に従うことを命じる方向に大きく転換したといえる。長い間、商法優位の会計であったのが、証券取引取法優位の会計へと移り変わったのである。

第3章では、確定決算基準の検討を通して、商法・会社法会計、証券取引法会計(金融商品取引法会計)、法人税法会計の3者からなるトライアングル体制のうち、商法・会社法会計と法人税法会計の関係について考察されている。

まず確定決算基準とは、確定決算主義や確定決算基準主義ともいわれ、株主総会(会計監査人設置会社の場合は取締役会)が承認して確定した決算を元に、法人の課税所得を算出し法人税を申告する仕組みをいう。すなわち、商法・会社法会計や証券取引法会計(金融商品取引法会計)から算出された企業利益を基準にして、法人税法会計において課税所得計算を行うのである。

このような確定決算基準についての先行研究には、否定論 (廃止論)と肯定論の双方が存在する。 筆者の見解は、確定決算基準を維持したうえで、商法・会社法会計、証券取引法会計 (金融商品取引法会計)、法人税法会計の3者からなるトライアングル体制を再構築するべきとするものである。 というのは、確定決算基準の法的側面として「納税者の権利」の行使の一環であり、よって申告納税制度にとって欠かすことができない仕組みであると見なせるからであるという。また、確定決算基準を会計制度としてみた場合、分配志向の会計 (分配会計)の重要性に鑑みれば、商法・会社法会計と法人税法会計との結節点として今日的な意義があるとする。また、確定決算基準は、中小企業会計の確立による会計制度の二元化 (複線化)への対応はいうまでもなく、様々なステークホルダーの視点に立った会社法会計の検討においても、企業規模の大小に関わらず重要になってくる。つまり規模の大小を問わず、企業を取り巻くステークホルダーは、経営者や株主のみならず労働者、消費者、政府・自治体、地域社会等々によって構成されているのである。よって分配会計は、株主への配当だけを意味するだけではなく、従業員への給付や政府・自治体への税金等を含めて企業のステークホルダーへの分配にも関わるものであると理解するならば、商法・会社法会計と法人税法会計とが一体として機能することが重要であるので、確定決算基準の今日的意義を大いに見出すことができるとする。そして、商法・会社法会計と法人税法会計との関係の連携を念頭においた「分 配会計の再構築」が、会計グローバリズムが席巻している今だからこそ求められていると結論する。 続いて第II部(第4~7章)では、株主資本主義を乗り越えて新たな資本主義を模索するうえで、 株式会社会計をいかに再構築するべきであるかについて論じられている。

第4章では、商法学者の上村達男(早稲田大学名誉教授)が提唱した「公開会社法」(公開株式会社法)の検討を通して、商法・会社法会計と証券取引法会計(金融商品取引法会計)を一体化した「公開会社法会計」の是非について論じている。上村は、2001年、2002年の商法改正、2005年の会社法制定を契機として、商法・会社法会計から証券取引法会計(金融証券取引法)へ重点がシフトする動向に着目し、商法・会社法と証券取引法(金融商品取引法)を一体化した「公開会社法」を構想した。上村の提案は、商法と証券取引法が戦後において同質のものとなっているという前提に立って、会社法の中で証券取引法優位を公開会社法という形態で構造化しようとするものではないかと批判されている。

公開会社法の「公開」には、投資家としての市民だけでなく、労働者としての市民も含まれていることは是とする。しかし、そもそも上村が商法・会社法と証券取引法(金融商品取引法)が同質とする見方そのものが問題であるとする。商法・会社法がすべての株式会社を対象として会計面では分配会計を目指すのに対し、証券取引法とその後の金融商品取引法は上場会社を対象とし情報会計を目指す関係にある。上場会社は本来分配会計と情報会計の2つの異なる会計に対応しなければならない。上村の構想では、上場会社は証券取引法(金融商品取引法)にもとづく情報会計だけで良いということになってしまう。これは会社法が本来持っている会社のすべてのステークホルダーに対する責任とそれに基づく分配会計をないがしろにすることになる。会社法会計が分配機能しか有さず、開示規制は専ら証券取引法(金融商品取引法)が有しているからといって、会社法と証券取引法(金融商品取引法)と一体化して公開会社法を成立させるのは性急であるとする。換言すれば、会社法会計にも開示規制を持たせるべきではないだろうか。具体的には、子会社情報の充実、労働者の視点からの(相対交渉支援機能の)開示規制、中小企業会計の明確化(中小指針と中小会計要領の併存を整理し、中小会計要領と会社法会計の統合)といった視点からすれば、金融商品取引法会計とは分離した形での会社法会計の充実を図ることが妥当とする。

第5章では、「会計における正義」について、フラワー(J. Flower)の議論(Accounting and Distributive Justice)を手掛かりとして、分配会計の今日的意義について検討されている。というのは、そもそも分配的正義とは、所得再分配のあり方、平等な個人観等について考察する、今日における正義論の重要な問題であり、株主への配当をはじめとして利益分配機能を有する会計は、正義と無関係とはいえないからという。むしろ「分配」が重要な要素となっている会計であるがゆえに、会計における正義とは何かを考えることは不可避であると認識されるのである。

そこでは、まずアリストテレス(Aristoteles)とロールズ(John Rawls)が引用されて、会計と正義と倫理の関係について整理されている。これを承けてフラワーの挙げた、企業が分配的正義を実現するための過程における財務報告書の3つの機能(報告機能、分配機能、情報機能)が連携することによって、分配的正義論が具現化されるとする。

日本の会計制度は、昨今の IFRS 主導の会計グローバリズムの影響を受けて、商法から会社法へ変わったことにより、会社法は独自の利益計算(分配会計)がなくなり、金融商品取引法の情報会計のみとなった。これにより日本の会計制度は、開示規制と分配規制(配当規制)とが乖離するようになってしまっている。フラワーの議論を踏まえて本章では、分配会計がなくなり情報会計一辺倒となった日本の会計制度を批判し、分配的正義を実現するための会計制度として、付加価値計算

書を作成することが提案されている。

第6章では、ステークホルダー資本主義の下での会社法会計のあるべき姿について考察されている。前述のように、会社法会計は、旧来の商法会計とは異なり、金融商品取引法会計の計算規定に従うことによって、独自の計算規定を持たなくなってしまっている。2006 年施行の会社法第 431 条によって、商法に存在していた会計規定が削除され、分配規定だけを残す結果となったからである。これによって、日本の会社法会計において、開示規制と分配規制の分離が生じ、金融商品取引法会計を主軸とした投資家重視の会計制度が確立したのである。このような投資家重視の株主資本主義のための会計制度からステークホルダー資本主義ための会計制度へ転換するための示唆を得るために、2006 年会社法改正はじめとするイギリスのガバナンス改革の動向が取り上げられ、日本における議論として商法学者の中村一彦(新潟大学教授)の所説が検討されている。

さらに、社会的責任という視点からの会社法会計の改革として、会社法会計規定として新たに付加価値計算書、総原価明細書、株主資本等計算書改め資本等変動計算書を導入することを提起している。また非財務情報として、会社法においても金融商品取引法と同様、ESG情報開示について言及されている。

第7章では、日本の会社法会計と中小企業会計との関係について検討している。そこでは、現行の中小企業会計基準を取り込むことによって会社法会計の復権へと繋げることが企図されている。

中小企業会計基準が対象とする中小企業の数は、日本国内の企業のうち99.7%であり、また日本の労働者のおよそ70%が働いており、日本の経済・社会において中小企業の存在意義は大きい。

現在、日本の中小企業会計基準」には2005年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」と2012年2月に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」の2つがある。日本の会計制度の主軸をなす金融商品取引法会計は、大企業を対象とした投資家向けの会計制度であって、大企業以外の中小企業の受け皿として、2つの中小企業会計が定められたに過ぎない。

こうした会計制度の現状は、会計制度の二分化と会計基準の複線化と評されている。会計制度の 二分化とは、大企業の会計制度と中小企業の会計制度との二分化という意味であり、会計基準の複 線化とは、「中小企業の会計に関する指針」と「中小企業の会計に関する基本要領」が並存状態であ ることを指している。しかも「中小企業の会計に関する指針」と「中小企業の会計に関する基本要 領」の両方に該当することであるが、法的拘束力を有しない。会社法上の「一般に公正妥当と認め られる企業会計の慣行」に両方とも含まれるが、法律でないことはもちろん、判例によって法的拘 束力を認められた慣習法ともいえないのである。そこで、筆者は「中小企業の会計に関する指針」 を金融商品取引法会計へ、「中小企業の会計に関する基本要領」を会社法会計へ統合、収斂すること を提案している。これによって、会計制度の二分化や会計制度の複線化といった状況が解消され、 明確で分かりやすく、使い勝手の良い会計制度の創出へと繋がるとするのである。

終章では、改めて各章の要点がまとめられた上で、会社法会計を中心とした株式会社会計制度の再生が、ステークホルダー資本主義の会計制度を考えるうえで重要である、という本論文の結論を概念図で図解することが試みられている。概念図の中の会計制度では、会社法会計中心のトライアングル体制の構築を目指しているが、かつての商法会計優位のトライアングル体制と同じではない。従来の商法会計は債権者重視の観点から配当可能利益計算を主としていたが、概念図の会社法会計は多様なステークホルダーを考慮することから、本質的に異なるとする。また当然ではあるが、会社法会計が独自の計算規定を持つことになる。会社法は、付加価値計算書や新たな貸借対照表、「中小会計要領」の規定も包含した会計規定を有することになる。

Ⅱ.論文審査の結果の要旨

(1) 論文の特徴

本論文の特徴は、以下の4点にみいだすことができる。

第1に、本論文全体に資本主義の変貌と会計制度を一体として捉える会計観が通底しており、格 調高く論じられていることである。

第2に、第二次大戦後の商法・会社法、証券取引法(金融商品取引法)および企業会計原則等の会計関連規範の制定や改正が整理され、とりわけ1950年商法改正、1962年商法改正、1974年商法改正、2001年商法改正、2002年商法改正、2005年会社法制定が取り上げられて、商法・会社法会計優位から証券取引法会計(金融商品取引法会計)優位へ変遷する過程が詳細に分析されていることである。

第3に、抽象的な会計規制の枠組みであるトライアングル体制や資本主義と会計制度の関係を概 念図によって明快に説明していることである。

第4に、債権者保護の商法・会社法会計にウエイトを置く、旧来のトライアングル体制に戻すのではなく、ステークホルダー志向の会社法会計にウエイトを置く新たなトライアングル体制の構築を結論として導き出していることである。

(2) 論文の評価

日本の株式会社会計は、欧米と比較して特異な性格をもっており、2005 年の会社法の制定以降、金融商品取引法会計との関係で、本来の分配会計の役割を喪失した状態にある。世界では会社法を株主中心からステークホルダー志向に転換していく動きはあるが、それに伴い会社法会計も変化していくことが予想される。本論文は、そうした会社法とその会計制度の変容を明らかにし、日本における会社法会計の復権を論じている。会社法会計の地位の低下の歴史の中で、会社法会計の研究も非常に少なくなっており、その意味で研究の欠落を補い、トライアングルの概念図という独創性をもってそれに果敢に立ち向かい、光を当てようと試みている。その意味で本論文の問題意識には大きな意義がある。

このように本論文には貴重な学問上の貢献がみられるが、2つの方向の課題も残されている。第 1に、本論文で取り上げられたトライアングル、正義、ステークホルダーといった概念をより原理 的に遡って、その系譜を明らかにすることである。抽象的な議論になるかもしれないが、本論文に 対してより豊かな論拠を提供できる可能性がある。第2に、本論文は理論的な研究であって、地方 企業の事例研究が若干行われているものの、実際の数値処理についてはあまり触れられていない。 今後は本論文で提示した概念図の切れ味を試すべく実態分析に進むべきであろう。

以上のような課題は残されてはいるが、これらはいずれも今後の研究の進展とともに解決できるものである。本論文は全体を通して格調高く、一貫した論理で会社法会計の復権を論じている。海外での研究成果、近年の研究動向への目配りといった点からも充実した内容となっており、博士論文としての完成度は十分に充たされている。これらの点を踏まえ、本論文が博士論文に値する水準の研究成果と判断する。